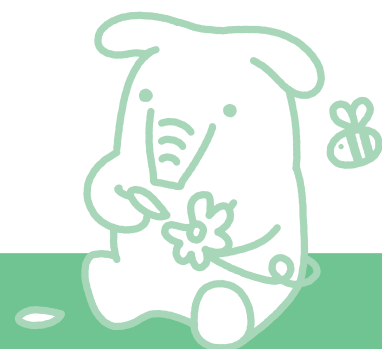


3



財務内容のご報告

財務諸表	36
役員等の報酬体系	52
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	58
貸出金業務の状況	59
有価証券等の状況	64
為替・受託貸付金業務の状況	67
自己資本比率の状況（単体）	68

● 財務内容のご報告

財務諸表

[貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資 産 の 部)		
現 金	287	261
預 け 金	488,610	452,152
系 統 預 け 金	488,354	451,895
系 統 外 預 け 金	256	256
買 入 金 銭 債 権	511	486
金 銭 の 信 託	1,841	1,821
有 価 証 券	181,392	170,482
国 債	73,598	77,783
地 方 債	3,783	8,205
社 債	54,463	40,038
外 国 証 券	29,157	26,484
株 式	5,688	5,935
受 益 証 券	14,700	12,034
貸 出 金	147,393	130,518
手 形 貸 付	11,371	255
証 書 貸 付	103,410	100,207
当 座 貸 越	17,334	17,834
金 融 機 関 貸 付	15,278	12,221
そ の 他 資 産	1,984	1,917
従 業 員 貸 付 金	35	29
差 入 保 証 金	342	342
仮 払 金	272	44
そ の 他 の 資 産	671	661
未 収 収 益	651	825
未 決 済 為 替 貸	10	14
有 形 固 定 資 産	248	237
建 物	65	60
土 地	158	157
その他の有形固定資産	24	19
無 形 固 定 資 産	5	4
ソ フ ト ウ ェ ア	3	2
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	32,913	40,390
系 統 出 資	32,055	39,532
系 統 外 出 資	743	743
子 会 社 等 出 資	114	114
繰 延 税 金 資 産	209	213
債 務 保 証 見 返	1,104	998
貸 倒 引 当 金	△ 1,958	△ 1,758
資 産 の 部 合 計	854,544	797,701

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(負 債 の 部)		
貯 金	785,079	756,662
当 座 貯 金	9,634	11,606
普 通 貯 金	11,052	10,458
貯 蓄 貯 金	19	15
通 知 貯 金	26,310	25,650
別 段 貯 金	1,839	1,885
定 期 貯 金	736,116	706,954
定 期 積 金	107	92
借 用 金	25,500	4,100
代 理 業 務 勘 定	3	0
そ の 他 負 債	1,018	1,201
未 払 法 人 税 等	31	71
貯 金 利 子 諸 税 其 他	7	7
従 業 員 預 り 金	98	92
仮 受 金	443	422
そ の 他 の 負 債	0	1
未 払 費 用	400	587
前 受 収 益	6	6
未 決 済 為 替 借	29	10
諸 引 当 金	2,274	2,269
相 互 援 助 積 立 金	1,860	1,860
賞 与 引 当 金	30	31
退 職 給 付 引 当 金	287	279
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28	35
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	67	60
債 務 保 証	1,104	998
負 債 の 部 合 計	814,979	765,231
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	19,378	19,763
利 益 準 備 金	8,904	9,158
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,474	10,605
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	177	75
特 別 積 立 金	7,121	7,121
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,175	3,408
(うち当期剰余金)	(1,268)	(643)
会 員 資 本 合 計	42,842	43,226
その他有価証券評価差額金	△ 3,277	△ 10,756
純 資 産 の 部 合 計	39,564	32,469
負債及び純資産の部合計	854,544	797,701

[損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
経 常 収 益	6,593	6,555
資 金 運 用 収 益	5,205	5,723
貸 出 金 利 息	819	683
預 け 金 利 息	10	315
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,010	1,978
そ の 他 受 入 利 息	2,365	2,746
(うち受取奨励金)	(2,321)	(2,743)
(うち受取特別配当金)	(40)	(-)
(うち買入金銭債権利息)	(2)	(2)
役 務 取 引 等 収 益	79	74
受 入 為 替 手 数 料	19	17
そ の 他 の 受 入 手 数 料	60	57
そ の 他 事 業 収 益	532	13
受 取 助 成 金	10	9
国 債 等 債 券 売 却 益	25	1
受 取 出 資 配 当 金	496	2
そ の 他 経 常 収 益	775	743
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	629	86
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	20	573
金 銭 の 信 託 運 用 益	50	39
そ の 他 の 経 常 収 益	75	43
経 常 費 用	5,230	5,725
資 金 調 達 費 用	3,451	3,701
貯 金 利 息	65	322
譲 渡 性 貯 金 利 息	-	22
そ の 他 支 払 利 息	3,385	3,356
(うち支払奨励金)	(3,385)	(3,356)
役 務 取 引 等 費 用	19	13
支 払 為 替 手 数 料	4	4
そ の 他 の 支 払 手 数 料	13	7
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	1	1
そ の 他 事 業 費 用	519	768
支 払 助 成 金	120	162
国 債 等 債 券 売 却 損	398	605
経 費	1,207	1,237
人 件 費	614	641
物 件 費	551	556
税 金	41	39
そ の 他 経 常 費 用	34	3
株 式 等 売 却 損	31	-
そ の 他 の 経 常 費 用	2	3
経 常 利 益	1,362	829
特 別 利 益	-	0
固 定 資 産 処 分 益	-	0
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損 失	0	0
減 損 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	1,362	829
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80	191
法 人 税 等 調 整 額	13	△ 4
法 人 税 等 合 計	93	186
当 期 剰 余 金	1,268	643
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,834	2,663
事 業 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額	72	101
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,175	3,408

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,362	829
減価償却費	10	12
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 688	△ 172
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 19	△ 7
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 27	1
資金運用収益	△ 5,205	△ 5,723
資金調達費用	3,451	3,701
有価証券関係損益 (△は益)	404	6
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	△ 50	△ 39
固定資産処分損益 (△は益)	0	△ 0
貸出金の純増 (△) 減	2,191	16,874
預け金の純増 (△) 減	26,000	20,469
貯金の純増減 (△)	△ 25,405	△ 28,416
借入金の純増減 (△)	△ 6,100	△ 21,400
コールローン等の純増 (△) 減	28	24
資金運用による収入	5,216	5,597
資金調達による支出	△ 3,452	△ 3,523
事業分量配当金の支払額	△ 150	△ 200
その他増減	326	193
小 計	△ 2,105	△ 11,772
法人税等の支払額	△ 87	△ 150
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,193	△ 11,922
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,982	△ 25,803
有価証券の売却による収入	10,996	21,719
有価証券の償還による収入	8,275	7,527
固定資産の取得による支出	△ 21	△ 0
固定資産の売却による収入	△ 0	0
外部出資による支出	△ 1	△ 7,477
外部出資の売却等による収入	1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,266	△ 4,033
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	—	△ 0
出資配当金の支払額	△ 58	△ 58
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58	△ 58
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	6,014	△ 16,015
6 現金及び現金同等物の期首残高	35,679	41,694
7 現金及び現金同等物の期末残高	41,694	25,679

【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
1 当期末処分剰余金	3,175	1 当期末処分剰余金	3,408
2 剰余金処分額		2 剰余金処分額	
(1) 利益準備金	254	(1) 利益準備金	129
(2) 出資配当金	58	(2) 出資配当金	—
(3) 事業分量配当金	200	(3) 事業分量配当金	—
3 次期繰越剰余金	2,663	3 次期繰越剰余金	3,279

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。
 令和5年度 0.25%
 令和6年度 —

[注 記 表]

令和5年度	令和6年度
1 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金	1 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金

令和5年度	令和6年度
相互援助積立金は、「岩手県 J Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 ⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。 (7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。	相互援助積立金は、「岩手県 J Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 ⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。 (7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。
2 会計上の見積りに関する事項 会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,958百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「④貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 (2) 金融商品の時価 ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算	2 会計上の見積りに関する事項 会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,785百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「④貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 (2) 金融商品の時価 ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算

令和5年度

定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

令和6年度

定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、657百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	13百万円	27百万円	41百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 17,100百万円
担保資産に対応する債務
借入金 17,100百万円
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券897百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は87百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は394百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 975百万円
危険債権額 1,142百万円
三月以上延滞債権額 - 百万円
貸出条件緩和債権額 - 百万円
合計額 2,117百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、661百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	16百万円	24百万円	41百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券821百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は78百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は307百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 733百万円
危険債権額 1,027百万円
三月以上延滞債権額 - 百万円
貸出条件緩和債権額 - 百万円
合計額 1,761百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

令和5年度

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65,295百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 68百万円 |
| うち事業取引高 | 68百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
| (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。 | |

主な用途	種 類	場 所	減損損失
遊休資産	土地	二戸市	0百万円
合 計			0百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行

令和6年度

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は70,182百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,531百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 72百万円 |
| うち事業取引高 | 72百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
| (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。 | |

主な用途	種 類	場 所	減損損失
遊休資産	土地	奥州市	0百万円
遊休資産	土地	二戸市	0百万円
合 計			0百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行

令和5年度	令和6年度
っております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借入金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの代替特例資金」に基づく農林中央金庫からの借入金です。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。 与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備しております。 これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理しております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量	② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借入金、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。 与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備しております。 これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理しております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。 (d) デリバティブ取引

令和5年度

令和6年度

やりリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で11,040百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	488,610	488,383	△227
買入金銭債権			
満期保有目的	511	477	△33
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,841	1,841	－
有価証券			
その他の有価証券	181,392	181,392	－
貸出金	147,393		
貸倒引当金	△1,888		
貸倒引当金控除後	145,505	145,399	△105
資産計	817,860	817,494	△366
貯金	785,079	784,818	△261
借入金	25,500	25,471	△28
負債計	810,579	810,289	△289

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（有価証券の保有期間は60日、他のアセットの保有期間は250日、信頼水準を99%、観測期間を5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,601百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	452,152	451,281	△870
買入金銭債権			
満期保有目的	486	427	△58
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,821	1,821	－
有価証券			
満期保有目的の債券	9,817	9,289	△528
その他の有価証券	160,664	160,664	－
貸出金	130,518		
貸倒引当金	△1,657		
貸倒引当金控除後	128,861	127,853	△1,007
資産計	753,804	751,339	△2,465
貯金	756,662	755,121	△1,541
借入金	4,100	4,077	△22
負債計	760,762	759,199	△1,563

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index

令和5年度	令和6年度												
Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。 c 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。 d 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 e 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。 <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>外部出資</td><td>32,913百万円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>32,913百万円</td></tr> </table> (注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。		貸借対照表計上額	外部出資	32,913百万円	合 計	32,913百万円	Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。 c 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。 d 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 e 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。 <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>外部出資</td><td>40,390百万円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>40,390百万円</td></tr> </table> (注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。		貸借対照表計上額	外部出資	40,390百万円	合 計	40,390百万円
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,913百万円												
合 計	32,913百万円												
	貸借対照表計上額												
外部出資	40,390百万円												
合 計	40,390百万円												

令和5年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	488,610	—	—	—	—	—
買入金銭債権 満期保有目的	—	—	—	—	—	511
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	5,759	7,783	2,583	7,739	6,967	145,176
貸出金	55,023	23,446	19,784	16,191	12,022	19,963
合計	549,393	31,230	22,368	23,930	18,989	165,651

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）13,991百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等961百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	784,760	237	69	0	10	1
借入金	21,400	2,800	1,300	—	—	—
合計	806,160	3,037	1,369	0	10	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	511	477	△33
合 計		511	477	△33

令和6年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	452,152	—	—	—	—	—
買入金銭債権 満期保有目的	—	—	—	—	—	486
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	7,383	2,583	7,093	6,283	4,422	131,805
貸出金	44,053	23,431	19,496	13,314	9,953	19,641
合計	503,589	26,015	26,590	19,598	14,376	151,933

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）14,988百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金2,531百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等627百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	733,199	23,328	127	1	4	2
借入金	2,800	1,300	—	—	—	—
合計	735,999	24,628	127	1	4	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,374	6,961	△413
	地方債	2,443	2,328	△115
	買入金銭債権	486	427	△58
合 計		10,304	9,717	△587

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,688	2,879	2,808
	債券			
	国債	14,870	13,932	937
	地方債	1,013	999	13
	社債	5,923	5,892	31
	その他	3,423	3,400	23
	その他	9,638	8,316	1,321
	小計	40,557	35,421	5,136
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券			
	国債	58,728	63,845	△5,117
	地方債	2,770	3,055	△284
	社債	48,540	50,107	△1,567
	その他	25,733	26,526	△792
	その他	5,061	5,555	△493
	小計	140,834	149,090	△8,255
合 計		181,392	184,511	△3,119

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	89	7	—
債 券	5,710	25	398
その他	785	12	31
合 計	6,585	46	429

7 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,841	2,000	△158	—	△158

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

令和6年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,327	3,103	2,223
	債券			
	国債	10,349	10,007	342
	地方債	201	199	1
	社債	1,200	1,200	0
	その他	2,300	2,299	0
	その他	6,498	5,745	753
	小計	25,877	22,556	3,321
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	608	672	△63
	債券			
	国債	60,060	69,682	△9,622
	地方債	5,560	6,169	△609
	社債	38,838	40,935	△2,097
	その他	24,184	25,217	△1,032
	その他	5,536	6,010	△474
	小計	134,786	148,687	△13,900
合 計		160,664	171,243	△10,578

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,026	501	—
債 券	15,653	1	605
その他	662	72	—
合 計	17,342	575	605

7 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,821	2,000	△178	—	△178

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

令和5年度	令和6年度																																																																												
おります。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>306百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>23百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 24百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 18百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>287百万円</u></td></tr> </table> b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>341百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>△ 341百万円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>- 百万円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>287百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>287百万円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>287百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>287百万円</u></td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>24百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。 また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、67百万円となっております。	期首における退職給付引当金	306百万円	退職給付費用	23百万円	退職給付の支払額	△ 24百万円	制度への拠出額	△ 18百万円	期末における退職給付引当金	<u>287百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	341百万円	年金資産	<u>△ 341百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>287百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>	退職給付引当金	<u>287百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	24百万円	おります。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>287百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>36百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 23百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 20百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>279百万円</u></td></tr> </table> b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>325百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>△ 325百万円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>- 百万円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>279百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>279百万円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>279百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>279百万円</u></td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>35百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。 また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、60百万円となっております。	期首における退職給付引当金	287百万円	退職給付費用	36百万円	退職給付の支払額	△ 23百万円	制度への拠出額	△ 20百万円	期末における退職給付引当金	<u>279百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	325百万円	年金資産	<u>△ 325百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>279百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279百万円</u>	退職給付引当金	<u>279百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	35百万円																								
期首における退職給付引当金	306百万円																																																																												
退職給付費用	23百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 24百万円																																																																												
制度への拠出額	△ 18百万円																																																																												
期末における退職給付引当金	<u>287百万円</u>																																																																												
積立型制度の退職給付債務	341百万円																																																																												
年金資産	<u>△ 341百万円</u>																																																																												
	- 百万円																																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>287百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>																																																																												
退職給付引当金	<u>287百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>																																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	24百万円																																																																												
期首における退職給付引当金	287百万円																																																																												
退職給付費用	36百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 23百万円																																																																												
制度への拠出額	△ 20百万円																																																																												
期末における退職給付引当金	<u>279百万円</u>																																																																												
積立型制度の退職給付債務	325百万円																																																																												
年金資産	<u>△ 325百万円</u>																																																																												
	- 百万円																																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>279百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279百万円</u>																																																																												
退職給付引当金	<u>279百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279百万円</u>																																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	35百万円																																																																												
9 税効果会計に関する事項 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>467百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>79百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>514百万円</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>906百万円</td></tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td><td>18百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>75百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>2,147百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td><u>△1,938百万円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>209百万円</td></tr> </table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.66%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.44%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 5.67%</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△ 4.05%</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	467百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	79百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	5百万円	未払事業税	4百万円	その他有価証券評価差額金	906百万円	特例業務負担金引当金超過額	18百万円	未払奨励金	75百万円	その他	64百万円	繰延税金資産小計	2,147百万円	評価性引当額	<u>△1,938百万円</u>	繰延税金資産合計	209百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.67%	事業分量配当金	△ 4.05%	9 税効果会計に関する事項 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>431百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>79百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>514百万円</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>11百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>2,975百万円</td></tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>76百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>68百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,188百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td><u>△3,975百万円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>213百万円</td></tr> </table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.66%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.53%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 1.48%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.46%</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	431百万円	賞与引当金超過額	10百万円	退職給付引当金超過額	79百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	3百万円	未払事業税	11百万円	その他有価証券評価差額金	2,975百万円	特例業務負担金引当金超過額	17百万円	未払奨励金	76百万円	その他	68百万円	繰延税金資産小計	4,188百万円	評価性引当額	<u>△3,975百万円</u>	繰延税金資産合計	213百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.48%	住民税均等割等	0.46%
繰延税金資産																																																																													
貸倒引当金超過額	467百万円																																																																												
賞与引当金超過額	9百万円																																																																												
退職給付引当金超過額	79百万円																																																																												
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																												
繰延資産償却超過額	5百万円																																																																												
未払事業税	4百万円																																																																												
その他有価証券評価差額金	906百万円																																																																												
特例業務負担金引当金超過額	18百万円																																																																												
未払奨励金	75百万円																																																																												
その他	64百万円																																																																												
繰延税金資産小計	2,147百万円																																																																												
評価性引当額	<u>△1,938百万円</u>																																																																												
繰延税金資産合計	209百万円																																																																												
法定実効税率	27.66%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44%																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.67%																																																																												
事業分量配当金	△ 4.05%																																																																												
繰延税金資産																																																																													
貸倒引当金超過額	431百万円																																																																												
賞与引当金超過額	10百万円																																																																												
退職給付引当金超過額	79百万円																																																																												
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																												
繰延資産償却超過額	3百万円																																																																												
未払事業税	11百万円																																																																												
その他有価証券評価差額金	2,975百万円																																																																												
特例業務負担金引当金超過額	17百万円																																																																												
未払奨励金	76百万円																																																																												
その他	68百万円																																																																												
繰延税金資産小計	4,188百万円																																																																												
評価性引当額	<u>△3,975百万円</u>																																																																												
繰延税金資産合計	213百万円																																																																												
法定実効税率	27.66%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.48%																																																																												
住民税均等割等	0.46%																																																																												

令和5年度		令和6年度	
住民税均等割等	0.28%	評価性引当額の増減	△ 3.81%
評価性引当額の増減	△ 11.75%	税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.30%
その他	△ 0.04%	その他	△ 0.57%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.87%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.49%
		(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、 令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異に ついて、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の 27.66%から28.38%に変更いたしました。その結果、繰延税金資産 が2,562千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。	
10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項		10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項	
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物） の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預 け金、普通預け金及び通知預け金であります。		キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物） の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預 け金、普通預け金及び通知預け金であります。	

[会計監査人の監査]

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確 認 書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第77事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 荒木田 裕 樹

● 財務内容のご報告

役員等の報酬体系

[役 員]

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	44	7

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。

3 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しておりますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体及び学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しております。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 3. 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

[その他]

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

● 財務内容のご報告

経営指標

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	6,917	6,234	5,801	6,593	6,555
経 常 利 益	662	1,240	813	1,362	829
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,806	2,435	2,178	3,175	3,408
(当 期 剰 余 金)	(529)	(1,090)	(665)	(1,268)	(643)
出 資 金 総 額	23,463	23,463	23,463	23,463	23,463
(出 資 口 数)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)
純 資 産 額	43,235	42,689	38,305	39,564	32,469
総 資 産 額	900,887	893,523	884,478	854,544	797,701
貯 金 等 残 高	814,819	811,178	810,484	785,079	756,662
貸 出 金 残 高	162,703	156,319	149,585	147,393	130,518
有 価 証 券 残 高	194,850	184,957	189,921	181,392	170,482
剰 余 金 配 当 金 額	351	451	208	258	—
・ 出 資 配 当 額	351	351	58	58	—
・ 事 業 分 量 配 当 額	—	100	150	200	—
職 員 数	75	79	85	93	88
単 体 自 己 資 本 比 率	13.54	12.90	12.98	13.61	14.53

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金及び外部出資等損失引当金を控除した額です。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 3. 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区 分				令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末			18.7	17.2	△ 1.5
	期 中 平 均			18.0	16.7	△ 1.3
貯 証 率	期 末			23.4	22.8	△ 0.6
	期 中 平 均			23.5	22.5	△ 1.0
貯 預 率	期 末			62.2	59.7	△ 2.5
	期 中 平 均			63.4	63.3	△ 0.1

- (注) 1. 貯貸率＝貸出金残高(平残)／貯金残高(平残)×100
 2. 貯証率＝有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残)／貯金残高(平残)×100
 3. 貯預率＝預け金残高(平残)／貯金残高(平残)×100

● 財務内容のご報告

損益の状況

[利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,762	2,030	267
役 務 取 引 等 収 支	60	60	0
そ の 他 事 業 収 支	13	△ 754	△ 768
事 業 粗 利 益	1,836	1,336	△ 500
(事 業 粗 利 益 率)	0.21	0.16	△ 0.05

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))
 (※令和5年度 8百万円、令和6年度 8百万円)を控除しております。
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

[事業純益]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
事 業 純 益	629	98	△ 530
実 質 事 業 純 益	629	98	△ 530
コ ア 事 業 純 益	1,002	702	△ 299
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	576	449	△ 127

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

[資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	856,616	5,205	0.61	836,696	5,723	0.68
う ち 預 け 金	518,422	2,372	0.46	517,875	3,058	0.59
う ち 有 価 証 券	189,872	2,010	1.06	181,529	1,978	1.09
う ち 貸 出 金	147,755	819	0.55	136,760	683	0.50
資 金 調 達 勘 定	845,664	3,442	0.41	829,651	3,692	0.45
う ち 貯 金 ・ 定 積	817,092	3,450	0.42	798,243	3,678	0.46
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	18,813	22	0.12
う ち 借 用 金	28,469	—	0.00	12,498	—	0.00
総 資 金 利 ざ や			0.06			0.09

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)
 ／(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋従業員預り金)－金銭の信託運用見合額)×100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。
3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	241	517
う ち 預 け 金	△ 217	686
う ち 有 価 証 券	460	△ 32
う ち 貸 出 金	△ 1	△ 136
支 払 利 息	△ 10	250
う ち 貯 金 ・ 定 積	△ 14	228
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	22
う ち 借 用 金	—	—
差 引	251	267

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。
3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.15	0.09	△ 0.06
純 資 産 経 常 利 益 率	3.27	1.95	△ 1.32
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14	0.07	△ 0.07
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.05	1.51	△ 1.54

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	614	641
役 員 報 酬	45	45
給 料 手 当	445	458
う ち 賞 与 引 当 金 繰 入	30	31
福 利 厚 生 費	91	94
退 職 給 付 費 用	24	35
役 員 退 職 慰 労 金	0	0
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	7	7
物 件 費	551	556
事 業 推 進 費	55	62
債 権 管 理 費	2	2
旅 費 ・ 交 通 費	11	10
業 務 費	152	155
負 担 金	150	149
施 設 費	166	164
雑 費	12	11
税 金	41	39
経 費 合 計	1,207	1,237

● 財務内容のご報告

貯金業務の状況

[科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	47,016 (6.0)	47,730 (6.3)	714
定 期 性 貯 金	736,224 (93.8)	707,047 (93.4)	△ 29,176
そ の 他 の 貯 金	1,839 (0.2)	1,885 (0.3)	46
合 計	785,079 (100.0)	756,662 (100.0)	△ 28,416

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 3. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

[科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	73,154 (9.0)	70,530 (8.6)	△ 2,624
定 期 性 貯 金	743,592 (91.0)	727,351 (89.0)	△ 16,241
そ の 他 の 貯 金	344 (0.0)	19,174 (2.4)	18,829
合 計	817,092 (100.0)	817,056 (100.0)	△ 35

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 3. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

[定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	736,116 (100.0)	706,954 (100.0)	△ 29,161
うち固定金利定期	736,116 (100.0)	706,954 (100.0)	△ 29,161
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

● 財務内容のご報告

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高（期末残高）]

（単位：百万円、％）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	11,371 （ 7.7 ）	255 （ 0.2 ）	△ 11,115
証 書 貸 付	103,410 （ 70.1 ）	100,207 （ 76.8 ）	△ 3,203
当 座 貸 越	17,334 （ 11.8 ）	17,834 （ 13.7 ）	500
金 融 機 関 貸 付	15,278 （ 10.4 ）	12,221 （ 9.3 ）	△ 3,057
割 引 手 形	- （ - ）	- （ - ）	-
合 計	147,393 （ 100.0 ）	130,518 （ 100.0 ）	△ 16,874

（注）（ ）内は構成比です。

[科目別貸出金残高（平均残高）]

（単位：百万円、％）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	11,550 （ 7.8 ）	4,646 （ 3.4 ）	△ 6,904
証 書 貸 付	105,411 （ 71.4 ）	102,769 （ 75.1 ）	△ 2,642
当 座 貸 越	16,272 （ 11.0 ）	15,676 （ 11.5 ）	△ 596
金 融 機 関 貸 付	14,520 （ 9.8 ）	13,668 （ 10.0 ）	△ 851
割 引 手 形	- （ - ）	- （ - ）	-
合 計	147,755 （ 100.0 ）	136,760 （ 100.0 ）	△ 10,994

（注）（ ）内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

（単位：百万円、％）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	116,111 （ 78.8 ）	104,861 （ 80.3 ）	△ 11,250
変 動 金 利 貸 出	31,282 （ 21.2 ）	25,657 （ 19.7 ）	△ 5,624
合 計	147,393 （ 100.0 ）	130,518 （ 100.0 ）	△ 16,874

（注）（ ）内は構成比です。

[貸出金の使途別内訳残高]

（単位：百万円、％）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	91,833 （ 62.3 ）	88,502 （ 67.8 ）	△ 3,331
運 転 資 金	55,559 （ 37.7 ）	42,016 （ 32.2 ）	△ 13,543
合 計	147,393 （ 100.0 ）	130,518 （ 100.0 ）	△ 16,874

（注）（ ）内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	12,842	1,526	△ 11,316
有 価 証 券	170	155	△ 14
動 産	858	789	△ 69
不 動 産	8,522	8,214	△ 308
そ の 他 担 保 物	996	1,746	749
計	23,391	12,432	△ 10,958
農業信用基金協会保証	2,509	2,340	△ 169
そ の 他 保 証	4	4	0
計	2,513	2,344	△ 169
信 用	121,488	115,741	△ 5,747
合 計	147,393	130,518	△ 16,874

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	－	－	－
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	－	－	－
計	－	－	－
信 用	1,104	998	△ 106
合 計	1,104	998	△ 106

[貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	2,956 (2.0)	2,864 (2.2)	△ 92
林 業	20 (0.0)	20 (0.0)	－
水 産 業	－ (－)	－ (－)	－
製 造 業	4,893 (3.3)	4,759 (3.6)	△ 134
鉱 業	－ (－)	－ (－)	－
建 設 業	224 (0.2)	844 (0.6)	619
電気・ガス・熱供給・水道業	246 (0.2)	193 (0.1)	△ 53
運 輸 ・ 通 信 業	228 (0.2)	199 (0.2)	△ 29
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,501 (2.3)	3,330 (2.6)	△ 171
金 融 ・ 保 険 業	18,017 (12.2)	14,823 (11.4)	△ 3,194
不 動 産 業	4,882 (3.3)	4,474 (3.4)	△ 407
サ ー ビ ス 業	25,879 (17.6)	15,691 (12.0)	△ 10,187
地 方 公 共 団 体	81,167 (55.1)	78,158 (59.9)	△ 3,009
そ の 他	5,374 (3.6)	5,159 (4.0)	△ 214
合 計	147,393 (100.0)	130,518 (100.0)	△ 16,874

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	2,804	2,606	△ 197
穀 作	23	85	62
野 菜 ・ 園 芸	388	281	△ 107
果 樹 ・ 樹 園 農 業	－	－	－
工 芸 作 物	0	0	△ 0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,379	2,226	△ 152
養 鶏 ・ 養 卵	11	11	0
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	－	－	－
農 業 関 連 団 体 等	19,767	21,200	1,432
合 計	22,571	23,806	1,234

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれております。

②資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	20,693	21,971	1,277
農 業 制 度 資 金	1,878	1,835	△ 42
農 業 近 代 化 資 金	1,661	1,606	△ 54
そ の 他 制 度 資 金	217	229	11
合 計	22,571	23,806	1,234

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	7,953	7,491	△ 461

[農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法定・リレバン）]

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	975	181	－	794	975
	令和6年度	733	5	－	728	733
危 険 債 権	令和5年度	1,142	69	177	895	1,142
	令和6年度	1,027	37	158	831	1,027
要 管 理 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
小 計	令和5年度	2,117	250	177	1,689	2,117
	令和6年度	1,761	43	158	1,560	1,761
正 常 債 権	令和5年度	146,476				
	令和6年度	129,876				
合 計	令和5年度	148,593				
	令和6年度	131,638				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期首 残高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	459	268	－	459	268	268	225	－	268	225
個 別 貸 倒 引 当 金	2,187	1,689	59	2,128	1,689	1,689	1,560	86	1,602	1,560
合 計	2,646	1,958	59	2,587	1,958	1,958	1,785	86	1,871	1,785

[貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	－	－

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

● 財務内容のご報告

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	73,598 (40.6)	77,783 (45.6)	4,184
地 方 債	3,783 (2.1)	8,205 (4.8)	4,421
短 期 社 債	－ (－)	－ (－)	－
社 債	54,463 (30.0)	40,038 (23.5)	△ 14,425
株 式	5,688 (3.1)	5,935 (3.5)	246
外 国 証 券	29,157 (16.1)	26,484 (15.5)	△ 2,672
そ の 他 の 証 券	14,700 (8.1)	12,034 (7.1)	△ 2,665
合 計	181,392 (100.0)	170,482 (100.0)	△ 10,909

(注) 1. () 内は構成比です。
 2. その他の証券＝政府保証債＋金融債＋受益証券

[種類別有価証券残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	78,340 (41.2)	83,571 (46.0)	5,231
地 方 債	3,774 (2.0)	6,158 (3.4)	2,383
短 期 社 債	－ (－)	－ (－)	－
社 債	57,299 (30.2)	47,729 (26.3)	△ 9,570
株 式	2,873 (1.5)	3,249 (1.8)	375
外 国 証 券	32,449 (17.1)	28,761 (15.9)	△ 3,687
そ の 他 の 証 券	15,133 (8.0)	12,058 (6.6)	△ 3,075
合 計	189,872 (100.0)	181,529 (100.0)	△ 8,342

(注) 1. () 内は構成比です。
 2. その他の証券＝政府保証債＋金融債＋受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和5年度								
国 債	－	－	－	11,964	14,591	47,043	－	73,598
地 方 債	－	204	99	－	1,590	1,889	－	3,783
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	2,502	2,095	4,282	5,561	7,358	31,048	1,615	54,463
株 式	－	－	－	－	－	－	5,688	5,688
外 国 証 券	1,497	7,892	9,259	4,467	4,076	1,962	－	29,157
そ の 他 の 証 券	1,675	－	729	933	6,517	－	4,845	14,700
合 計	5,675	10,193	14,370	22,926	34,133	81,943	12,149	181,392
令和6年度								
国 債	－	－	－	16,651	10,703	50,428	－	77,783
地 方 債	201	－	195	－	3,707	4,101	－	8,205
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,297	2,170	3,086	5,362	7,273	20,215	631	40,038
株 式	－	－	－	－	－	－	5,935	5,935
外 国 証 券	5,786	7,198	6,499	3,251	3,420	328	－	26,484
そ の 他 の 証 券	－	－	438	254	3,609	－	7,731	12,034
合 計	7,285	9,369	10,219	25,520	28,713	75,074	14,299	170,482

(注) その他の証券＝政府保証債＋金融債＋受益証券

[有価証券の時価情報等]

1. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え な い も の	買 入 金 銭 債 権	511	477	△33	486	427	△58
	国 債	－	－	－	7,374	6,961	△413
	地 方 債	－	－	－	2,443	2,328	△115
合 計	計	511	477	△33	10,304	9,717	△587

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表が 計上額を超えるもの	株 式	5,688	2,879	2,808	5,327	3,103	2,223
	債 券	21,807	20,825	982	11,751	11,407	343
	国 債	14,870	13,932	937	10,349	10,007	342
	地 方 債	1,013	999	13	201	199	1
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,923	5,892	31	1,200	1,200	0
	そ の 他	13,061	11,716	1,345	8,799	8,045	754
	外 国 証 券	3,423	3,400	23	2,300	2,299	0
	その他の証券	9,638	8,316	1,321	6,498	5,745	753
	小 計	40,557	35,421	5,136	25,877	22,556	3,321
貸借対照表が 計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	608	672	△ 63
	債 券	110,038	117,008	△ 6,969	104,458	116,787	△ 12,329
	国 債	58,728	63,845	△ 5,117	60,060	69,682	△ 9,622
	地 方 債	2,770	3,055	△ 284	5,560	6,169	△ 609
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	48,540	50,107	△ 1,567	38,838	40,935	△ 2,097
	そ の 他	30,795	32,081	△ 1,286	29,720	31,227	△ 1,507
	外 国 証 券	25,733	26,526	△ 792	24,184	25,217	△ 1,032
	その他の証券	5,061	5,555	△ 493	5,536	6,010	△ 474
	小 計	140,834	149,090	△ 8,255	134,786	148,687	△ 13,900
合 計		181,392	184,511	△ 3,119	160,664	171,243	△ 10,578

2. 金銭の信託の時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
令和5年度					
その他の金銭の 信 託	1,841	2,000	△ 158	—	△ 158
令和6年度					
その他の金銭の 信 託	1,821	2,000	△ 178	-	△ 178

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

● 財務内容のご報告

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

			令和5年度		令和6年度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
振 込	件 数		85,923	47,419	83,641	47,521
	金 額		367,169	320,344	434,864	427,966
代 金 取 立	件 数		－	－	2	－
	金 額		－	－	10	－
雑 為 替	件 数		5,434	5,829	4,910	5,332
	金 額		1,469	2,483	1,369	3,003

[受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	令和5年度	令和6年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	7,953	7,491
株式会社 日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	82	69
独立行政法人 住宅金融支援機構	2,142	1,866
独立行政法人 福祉医療機構	6	4
合 計	10,183	9,431

● 財務内容のご報告

自己資本比率の状況（単体）

〔自己資本の状況〕

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.53%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に か か る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度234億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）及び統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

〔自己資本の構成〕

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	42,583	43,226
うち、出資金及び資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,378	19,763
うち、外部流出予定額(△)	258	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,129	2,085
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,129	2,085
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	44,713	45,312
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	5	4
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるものの以外の額	5	4
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	5	4
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	44,707	45,307
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	324,546	308,166
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	

項 目	令和5年度	令和6年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,797	3,642
信用リスク・アセット調整額	－	－
資本フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	328,344	311,809
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.61%	14.53%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	287	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,831	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	85,283	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	202	40	1
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	511	51	2
地方三公社向け	397	0	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	523,947	103,283	4,131
法人等向け	88,432	57,795	2,311
中小企業等向け及び個人向け	425	269	10
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	4,672	4,236	169
三月以上延滞等	339	27	1
取立未済手形	10	2	0
信用保証協会等による保証付	2,540	242	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
出資等	3,803	3,803	152
（うち出資等のエクスポージャー）	3,803	3,803	152
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	60,382	144,945	5,797
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	15,144	37,860	1,514
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	39,997	99,993	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	209	523	20
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー）	3,197	4,796	191
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,833	1,771	70
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,977	9,798	391
（うちルックスルー方式）	15,977	9,798	391
（うちマンドート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－

区 分	令和5年度		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	865,546	324,546	12,981
CVAリスク相当額÷8%		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	865,546	324,546	12,981
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3,797	151	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	328,344	13,133	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	261	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	87,137	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	87,060	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	201	40	1
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	486	48	1
地方三公社向け	397	0	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	481,769	96,398	3,855
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	3,811	993	39
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	63,570	40,815	1,632
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,175	5,093	203
（うちトランザクター向け）	1	0	0
不動産関連向け	3,749	3,756	150
（うち自己居住用不動産等向け）	0	0	0
（うち賃貸用不動産向け）	867	848	33
（うち事業用不動産関連向け）	2,882	2,908	116
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	17,318	17,318	692
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,570	33	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	—	—	—
取立未済手形	14	2	0
信用保証協会等による保証付	2,361	226	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	4,699	4,699	187
上記以外	54,319	127,532	5,101
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	4,620	11,551	462
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	41,997	104,993	4,199
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	213	534	21
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	5,930	8,895	355
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,557	1,557	62
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—

区 分	令和6年度		
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,829	12,200	488
(うちルックスルー方式)	13,829	12,200	488
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	824,925	308,166	12,326
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	824,925	308,166	12,326
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3,642	145	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	311,809	12,472	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,642
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	145
BI	2,428
BIC	291

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

[信用リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針等の規程類を整備しております。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っております。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っております。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しております。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しております。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Mo o d y 's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内		819,559	154,850	138,010	－	339	784,004	146,311	138,699	－	1,570
国外		30,009	－	30,009	－	－	27,091	－	27,091	－	－
地域別残高計		849,569	154,850	168,020	－	339	811,095	146,311	165,790	－	1,570
法人	農業	3,506	3,506	－	－	109	3,369	3,369	－	－	244
	林業	20	20	－	－	－	20	20	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	15,683	4,974	9,332	－	－	14,900	5,012	8,339	－	433
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	13,138	5,110	7,458	－	116	10,696	5,454	4,637	－	379
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,678	247	13,431	－	－	14,093	193	13,701	－	－
	運輸・通信業	4,866	230	4,235	－	－	5,010	200	4,208	－	19
	金融・保険業	585,317	18,021	45,663	－	－	542,183	14,830	34,416	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	39,928	33,481	6,004	－	56	34,440	29,334	4,519	－	353
	日本国政府・地方公共団体	163,115	81,221	81,894	－	－	174,197	78,229	95,967	－	－
	上記以外	840	－	－	－	－	840	－	－	－	－
個人		1,766	1,766	－	－	57	1,475	1,475	－	－	139
その他		7,707	6,270	－	－	－	9,868	8,190	－	－	－
業種別残高計		849,569	154,850	168,020	－	339	811,095	146,311	165,790	－	1,570
1年以下		530,260	37,634	4,009	－	／	490,517	30,900	7,323	－	／
1年超3年以下		61,659	51,414	10,244	－	／	60,715	51,173	9,542	－	／
3年超5年以下		45,821	31,947	13,873	－	／	35,934	25,810	10,123	－	／
5年超7年以下		26,884	4,523	22,360	－	／	30,722	4,482	26,240	－	／
7年超10年以下		36,721	9,203	27,517	－	／	44,279	17,862	26,417	－	／
10年超		100,944	12,633	88,310	－	／	92,685	7,245	85,440	－	／
期限の定めのないもの		47,278	7,493	1,703	－	／	56,239	8,836	701	－	／
残存期間別残高計		849,569	154,850	168,020	－	／	811,095	146,311	165,790	－	／

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	459	268	—	459	268	268	225	—	268	225
個別貸倒引当金	2,187	1,689	59	2,128	1,689	1,689	1,560	86	1,602	1,560

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用	その他			目的使用	その他								
国内		2,187	1,689	59	2,128	1,689		1,689	1,560	86	1,603	1,560	
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		2,187	1,689	59	2,128	1,689		1,689	1,560	86	1,603	1,560	
法人	農業	337	332	－	337	332	－	332	282	86	246	282	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	401	388	－	401	388	－	388	388	－	388	388	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	878	456	59	819	456	－	456	379	－	456	379	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	19	19	－	19	19	－	19	19	－	19	19	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	472	369	－	472	369	－	369	356	－	369	356	－
上記以外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		76	123	－	76	123	－	123	133	－	123	133	－
業種別計		2,187	1,689	59	2,128	1,689	－	1,689	1,560	86	1,603	1,560	－

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目		令和6年度						
		リスク・ウェ イト(%)	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェ イトの加重平 均值(%)
			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
			A	B	C	D	E	
1	現金	0	261	－	261	－	0	0
2	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	87,137	－	87,137	－	0	0
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
4	国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
5	我が国の地方公共団体向け	0	87,060	－	87,060	－	0	0
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	201	－	201	－	40	20
7	国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
8	地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
9	我が国の政府関係機関向け	10～20	486	－	486	－	48	10
10	地方三公社向け	20	397	－	397	－	0	0
11	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け	20～150	477,269	45,000	477,226	4,500	96,398	20
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け）	20～150	3,811	－	3,811	－	993	26
12	カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
13	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	61,660	17,394	61,581	1,910	40,815	64
	（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
14	中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,255	2,196	5,174	874	5,093	84
	（うちトラザクター向け）	45		11		1	0	45
15	不動産関連向け	20～150	3,679	176	3,655	70	3,756	101
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	0	－	0	－	0	50
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150	867	－	867	－	848	98
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150	2,812	176	2,787	70	2,908	102
	（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
	（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
16	劣後債権及びその他資本性証券等	150	17,318	－	17,318	－	17,318	100
17	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除 く。)	50～150	49	92	48	9	33	57
18	自己居住用不動産等向けエクスポージャー にかかる延滞	100	－	－	－	－	－	－
19	取立未済手形	20	14	－	14	－	2	20
20	信用保証協会等による保証付	0～10	2,358	－	2,269	－	226	10
21	株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	－	－	－	－	－	－
22	株式等	250～400	4,699	－	4,699	－	4,699	100
23	上記以外	100～ 1250	54,319	－	54,319	－	127,532	235
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外の ものにかかるエクスポージャー）	250～400	4,620	－	4,620	－	11,551	250
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に かかるエクスポージャー）	250	41,997	－	41,997	－	104,993	250
	（うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分にかかるエクスポージャー）	250	213	－	213	－	534	250

項 目		令和6年度						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー)	150	5,930		5,930		8,895	150
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,557	—	1,557	—	1,557	100
24	証券化	—	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
25	再証券化	—	—	—	—	—	—	—
26	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	13,829	—	13,829	—	12,200	88
27	未決済取引	—					—	
28	他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合 計(信用リスク・アセットの額)		—					308,166	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	87,137	－	－	－	－	－	87,137						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計					
我が国の地方公共団体向け	87,060	－	－	－	－	－	－	87,060					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	201	－	－	－	－	201					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	486	－	－	－	－	－	486					
地方三公社向け	397	－	－	－	－	－	－	397					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	467,697	9,529	－	－	－	－	－	4,500	481,726				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,503	2,307	－	－	－	－	－	－	3,811				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9,982	25,417	901	－	－	24,681	－	－	2,508	63,491			
(うち特定貸付債権向け)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	17,318	－	－	－	17,318							
株式等	－	－	4,699	－	－	4,699							
	45%	75%	100%	その他	合 計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	184	21	5,841	6,048								
(うちトランザクター向け)	1	－	－	－	1								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	138	－	－	728	－	－	867	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	586	286	1,843	－	141	－	2,857						
	60%			その他				合 計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－			－				－					
	100%		150%			その他		合 計					
不動産関連向け うちADC向け	－		－			－		－					
	50%		100%		150%		その他		合 計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	54		－		4		－		58				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	－		－		－		－		－				
	0%		10%		20%		100%		その他		合 計		
現金	261		－		－		－		－		261		
取立未済手形	－		－		14		－		－		14		
信用保証協会等による保証付	－		2,269		－		－		－		2,269		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	175,355	175,355
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	3,457	3,457
	20%	9,624	513,949	523,574
	35%	—	—	—
	50%	39,640	1,336	40,977
	75%	—	386	386
	100%	8,854	38,414	47,269
	150%	—	3,197	3,197
	250%	—	55,350	55,350
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		58,119	791,449	849,569

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しております。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

		令和6年度		
リスク・ウェイトの区分		CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	
1	40%未満	667,760	45,000	672,072
2	40%～70%	26,150	1,236	26,301
3	75%	931	232	1,086
4	80%	—	—	—
5	85%	5,179	895	5,710
6	90%～100%	23,080	17,485	24,989
7	105%～130%	2,572	—	2,572
8	150%	17,475	4	17,463
9	250%	4,699	—	4,699
10	400%	—	—	—
11	1250%	—	—	—
12	その他	0	4	3
合 計		747,850	64,859	754,899

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

[信用リスク削減手法に関する事項]

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しております。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	397	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	2,524	－
中小企業等向け及び個人向け	－	3	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合計	－	2,925	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	397	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,500	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	2,508	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	20	－
自己居住用不動産等向け	－	0	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	4,520	2,926	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

[派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項]

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程及び余裕金運用方針等に基づき管理を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想 定 元 本 額	—	—	—	—

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
想 定 元 本 額	—	—

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

[CVA リスクに関する事項]

- CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA または簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出いたしますが、該当する取引は行っておりません。

- CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

[マーケットリスクに関する事項]

- 当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

[オペレーショナル・リスクに関する事項]

- リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しております。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査及び内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

- BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

[出資等または株式等エクスポージャーに関する事項]

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針及び余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っております。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

			令和5年度		令和6年度	
			貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上	場		5,688	5,688	5,935	5,935
非	上	場	32,913	32,913	40,390	40,390
合 計			38,602	38,602	46,326	46,326

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
7	—	—	501	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,808	—	2,223	63

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	15,977	13,829
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

[金利リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めております。

▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めております。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しております。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.74年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮しておりません。

▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関等は考慮しておりません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- ▶ 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、資産及び貯金等の減少によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ▶ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しております。
- ▶ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）
特段ありません。

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,879	15,440	1,775	1,859
2	下方パラレルシフト	$\triangle 15,618$	$\triangle 13,819$	0	0
3	スティープ化	10,476	10,964		
4	フラット化	$\triangle 6,454$	$\triangle 6,045$		
5	短期金利上昇	1,763	2,693		
6	短期金利低下	$\triangle 1,303$	$\triangle 1,232$		
7	最大値	13,879	15,440	1,775	1,859
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	45,307		44,707	

(用語説明)

- ・「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。